相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県天理市石上町一〇〇番地、最後の住所奈良県天理市櫟本町二九三二番地四

被相続人　亡　橋本　隆文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

奈良市大豆山突抜町一六番地

相続財産管理人　弁護士　和島美枝子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三次市吉舎町吉舎三四九番地四、最後の住所広島県三次市吉舎町吉舎三四六番地

被相続人　亡　川﨑　力男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

事務所広島県三次市十日市中二丁目七番二七号三次板根ビル一階

相続財産管理人　弁護士　青木　貴央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県吉野川市山川町古城二六二番地、最後の住所徳島県吉野川市山川町湯立三九六番地湯立団地三―三

被相続人　亡　上浦　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

徳島市中徳島町二丁目一七番

相続財産管理人　弁護士　後藤田芳志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市博多区博多駅南三丁目二三四番地、最後の住所福岡市中央区今泉一丁目九番一二―五〇七号

被相続人　亡　安松ﾏﾂ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

福岡市中央区舞鶴三丁目六番二三―三〇五号

相続財産管理人　野中　哲郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市東陽町北七四八番地、最後の住所熊本市東区小山町二二一〇番地　朋暁苑

被相続人　亡　澤村　則政

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

事務所熊本県上天草市大矢野町中八三八―二上天草法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森　匡史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県南九州市頴娃町別府五三三五番地三、最後の住所鹿児島県南九州市頴娃町別府六六一六番地一　被相続人　亡　濵崎　キヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

事務所鹿児島市照国町七―二三吉田ビル一Ｆ吉田稔法律事務所

相続財産管理人　弁護士　前田　昌宏

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十九年四月五日

一　墳墓等所在地　埼玉県春日部市大場三四―一

一　墳墓等の名称　セントグリーンかすかべ聖地霊園

一　死亡者の本籍及び氏名　東京都江東区猿江二丁目一一番地　清水孝太郎

一　墓地の使用者の氏名　清水登美子

一　改葬を行おうとする者　埼玉県春日部市永沼六八八―二　有限会社メモリアルプラン　代表取締役　横山悦子

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十九年三月二十二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月五日

東京都千代田区岩本町一―一一―一一東京金属事業健保会館一階

東京金属事業厚生年金基金

代表清算人　小西　正実

債権申出の公告（第一回）

当会は、平成二十九年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当会の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月五日

大阪府吹田市山田丘三番一号大阪大学内

一般財団法人阪大微生物病研究会

清算人　杉本有一郎

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十九年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月五日

東京都大田区池上五丁目六番一六号

池上通信機企業年金基金

清算人　山田　順二

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年4月5日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社山岡　②千葉県知事(1)17074　③代表取締役　山岡強　④千葉県市原市白金町３―27―１　⑤1000万円　⑥千葉県知事　⑦千葉県市原市白金町３―27―１　株式会社山岡　代表取締役　山岡強

①さいとう不動産　②東京都知事(2)87316　③齋藤香予子　④東京都練馬区中村１―５―３　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都練馬区中村１―５―３　さいとう不動産　齋藤香予子

①信濃不動産株式会社　②広島県知事(1)10053　③代表取締役　藤本俊　④広島県福山市一文字町18―６　⑤1000万円　⑥広島県知事　⑦広島県福山市一文字町18―６　信濃不動産株式会社　代表取締役　藤本俊